

平成18年度(第77回事業年度)

監事意見書

商工組合中央金庫

平成19年5月25日

商工組合中央金庫

理事長 江崎 格 殿

監事 白 須 光 美 ⑩

監事 原 保太郎 ⑩

監事 児 玉 洋 介 ⑩

監事意見書の提出について

私たち監事は、商工組合中央金庫法第39条の2第3項に定める意見書を、商工組合中央金庫定款第79条第1項の規定に基づき、別紙のとおり提出いたします。

別紙

監事意見書

私たち監事は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第77回事業年度における商工組合中央金庫の業務を監査いたしました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法の概要

監事は、理事会その他重要な会議に出席するほか、業務執行状況に関する報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、主たる事務所及び主要な従たる事務所において業務及び財産の状況を調査し、また監査法人から報告及び説明を受け、計算書類につき検討を加えました。

2. 監査の結果

- (1) 貸借対照表及び損益計算書、並びに財産目録及び事業報告書のうち会計に関する部分については、監査法人の監査の方法及び結果も踏まえ検討した結果、金庫の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 財産目録及び事業報告書のうち会計に関する部分以外についても、法令及び定款に従い、金庫の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 剰余金処分案は、金庫の財産の状況その他の事情に照らし、指摘すべき事項は認められません。

平成18年度（第77回事業年度）

独立監査人の監査報告書

商工組合中央金庫

独立監査人の監査報告書

平成19年5月18日

商工組合中央金庫
理事長 江崎 格 殿

あらた監査法人

代表社員 公認会計士 佐々木 貴 司 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 大 木 一 昭 ㊞
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 小 林 尚 明 ㊞

当監査法人は、貴金庫の委嘱に基づき、商工組合中央金庫の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第77回事業年度の計算書類、すなわち、財産目録（会計に関する部分に限る。）、貸借対照表、損益計算書、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び剰余金処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、財産目録、事業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、財産目録、事業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及び附属明細書（財産目録、事業報告書及び附属明細書は会計に関する部分に限る。）が、商工組合中央金庫法及び商工組合中央金庫法施行規則に準拠して、当該計算書類及び附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

貸借対照表の注記7に記載されているとおり、金庫は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）が一部改正され、当事業年度より改正会計基準が適用されることとなるため、割引債券は償却原価法（定額法）に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としている。

金庫と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上